

公益社団法人日本地震学会大会投稿規則

2010. 4. 7 制定
2011. 6. 10 改正
2015. 6. 10 改正
2020. 8. 4 改正
2022. 4. 6 改正
2023. 6. 10 改正

(予稿原稿作成)

1. 予稿原稿の作成にあたっては、和文会誌「地震（ニュースレター部）」あるいは大会・企画委員会ホームページに掲載される案内に従うこと。

(講演申込・予稿投稿)

1. 講演申込、予稿投稿は、大会・企画委員会が準備する WEB ページを通じて行うこと。WEB による講演申込、予稿投稿が難しい場合には、大会・企画委員会まで問い合わせること。
2. 講演申込、予稿投稿は、原則として発表者を筆頭著者として行うこと。投稿に際しては、全ての共著者の了承を得ていること。なお、大会・企画委員会の了解がある場合を除いて、筆頭著者以外による代理投稿は認めない。
3. 大会・企画委員会の決定した一部のセッションを除いて、発表者は日本地震学会の正会員（一般・学生）、または名誉会員であること。
4. その他、同一人による発表制限数等は、「地震（ニュースレター部）」あるいは大会・企画委員会ホームページに掲載される案内に従うこと。

(投稿料)

1. 講演申込者は「地震（ニュースレター部）」あるいは大会・企画委員会ホームページに掲載される案内に従い、別に定める投稿料を支払うこと。招待講演者も投稿に際して投稿料を支払うものとする。ただし、招待講演者が非会員である場合は、大会・企画委員会の決定に従うこと。

(大会参加登録)

1. 発表者は「地震（ニュースレター部）」あるいは大会・企画委員会ホームページに掲載される案内に従い、大会参加登録をしなければならない。このため、別に定める大会参加登録料を支払うこと。招待講演者も大会参加登録料を支払うものとする。ただし、招待講演者が非会員である場合は、大会・企画委員会の決定に従うこと。

(採択・プログラム編成)

1. 講演申込の採択は、大会・企画委員会で決定する。以下の場合など、不適切な内容と判断される場合には、講演申込が不採択となる場合がある。
 - ・ 申込内容や予稿原稿の形式に著しい不備がある場合
 - ・ 発表内容が大会およびセッションの趣旨と大きく異なると判断される場合
 - ・ 発表内容が科学的に不適切、あるいは予稿としての体裁が整っていないと判断される場合
 - ・ 発表内容が社会倫理上、不適切と判断される場合

- ・ 発表の場を確保するなどの目的で、他人名義（ダミー）など虚偽を含む投稿がなされたと判断される場合

なお、軽微な不備については、記録を残した上で採択する。但し、軽微な不備が複数回に及ぶ場合は、不採択となる場合がある。

2. 講演申込が不採択となった場合には、大会・企画委員会から講演申込者に対して理由を附して通知する。この場合、投稿料は返却し、講演申込者が希望する場合、大会参加登録を削除し、大会参加登録料を返却する。
3. 不採択の理由を不服とする場合には、日本地震学会理事会に対して再審査を申し立てることができる。
4. 大会・企画委員会の判断により、講演申込者の希望とは異なるセッションや発表形態（口頭またはポスター）で採択する場合がある。
5. プログラム編成は、大会・企画委員会が行う。

（投稿締切後の変更・キャンセル）

1. 投稿締切後に著者、発表者、発表タイトルならびに予稿本文の記載内容を変更することは原則として認めない。やむを得ない変更・訂正がある場合は早急に大会・企画委員会まで連絡すること。
2. 発表をキャンセルする場合は、速やかに大会・企画委員会に連絡すること。この場合、理由の如何を問わず既に納められた投稿料および大会参加登録料は返却しない。
3. 発表日時の変更や発表形態の変更は、大会・企画委員会が必要と判断した場合以外には認められない。

（改廃）

1. この規則の改廃は、大会・企画委員会の決議による。